

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 自衛官候補生採用試験の試験期日及び試験場を定める件二件 四三六
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 四三九
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 四四〇
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 四四〇
- 道路の区域を変更する件十件 四四〇

公 告

- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 四三三
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 四三三
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 四三三
- 建築士法による免許を取り消した件 四三三
- 正 誤 四三三
- 平成七年三月三十一日付け号外第十八号中 四三三

告 示

福島県告示第四百六十九号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号) 第一百七十七条第一項及び第一百八十八条の規定により、平成二十二年度第四次募集期における陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生(男子)の採用試験について、次のとおり定める。

平成二十二年七月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 受付期間

平成二十二年八月一日(日) から同年九月十日(金) まで

二 採用予定数

約百名

三 試験種目及び試験期日

四

1 試験予定会場 筆記試験及び適性検査

試験種目	試験日
筆記試験(国語、数学、社会、及び作文) 適性検査	平成二十二年九月十八日(土)
身体検査 口述試験	平成二十二年九月二十日(月)、同月二十一日(火)、同月二十四日(金)、同月二十五日(土)、同月二十八日(火) 又は同月二十九日(水)のうち指定する一日

会場名	住所
会津大学	会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合九〇
いわき市労働福祉会館	いわき市平堂ノ前二二
郡山市労働福祉会館	郡山市虎丸町七―七
福島市市民会館	福島市霞町一―五二
南相馬市労働福祉会館	南相馬市原町区北町五三七
白河地域職業訓練センター	白河市中田一四〇

2 身体検査及び口述試験

会場名	住所
陸上自衛隊福島駐屯地	福島市荒井字原宿一番地
陸上自衛隊郡山駐屯地	郡山市大槻町長右エ門林一番地

五 採用時期

平成二十三年三月又は同年四月

六 応募資格

平成二十三年三月一日現在又は同年四月一日現在で十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する男子で、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

七 問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部 募集課（福島市南町八十六番地） 電話〇二四―五四六一―一九一九
（災害対策課）

福島県告示第四百七十号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百七十七条第一項及び第百十八条の規定により、平成二十二年第四度募集期における陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生（女子）の採用試験について、次のとおり定める。
平成二十二年七月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 受付期間

平成二十二年八月一日（日）から同年九月十日（金）まで

二 採用予定数

約二十名

三 試験種目及び試験期日

試験種目	試験日
筆記試験（国語、数学、社会、及び作文） 適性検査	平成二十二年九月二十六日（日）
身体検査 口述試験	平成二十二年九月二十七日（月）

四 試験予定会場

1 筆記試験及び適性検査

会場名	住所
福島市市民会館	福島市霞町一―五二
郡山市労働福祉会館	郡山市虎丸町七―七

2 身体検査及び口述試験

会場名	住所
陸上自衛隊福島駐屯地	福島市荒井字原宿一番地
陸上自衛隊郡山駐屯地	郡山市大槻町長右エ門林一番地

五 採用時期

平成二十三年三月又は同年四月

六 応募資格

平成二十三年三月一日現在又は同年四月一日現在で十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する女子で、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格条項に該当しないものとする。

七 問い合わせ先

自衛隊福島地方協力本部 募集課（福島市南町八十六番地） 電話〇二四―五四六一―一九一九
（災害対策課）

福島県告示第四百七十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十二年七月九日から同年十一月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十二年七月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン郡山ショッピングセンター 福島県郡山市松木町五十三番地―一

二 変更しようとする事項

駐輪場の位置

（変更前）別紙図面のとおり
（変更後）別紙図面のとおり

三 変更しようとする年月日

平成二十三年二月二十二日

四 届出年月日

平成二十二年六月二十一日

五 届出をした者

日本化学工業株式会社

〔別紙図面〕は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。
(商業まちづくり課)

福島県告示第四百七十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、金山町土地改良区から平成二十二年六月二十一日付けで申請のあった定款の変更について、同年七月一日認可した。

平成二十二年七月九日

福島県知事 佐藤 雄平

(農村計画課)

福島県告示第四百七十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年七月九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊達市霊山町石田字庚申向一、二、三の一、字佐須峠六の二、六の四、六の五、六の二、六の一三、字渋谷地八の一、字焼枯沢九の一、字彦平一の一、一の三、一の一四、一の一七、字大貝三の一、四の一

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

(治山対策課)

福島県告示第四百七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十二年七月九日から二週間一般の縦覧に供す

平成二十二年七月九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 三四九号	伊達市梁川町柳田字町 頭四一番地先から 同 市梁川町柳田字町 ノ内一四一番一地先ま で	変更前 変更後	七・〇〇 一〇・〇〇	一六九・〇〇 一六九・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第四百七十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十二年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道浪江 国見線	伊達市梁川町栗野字中 通一番地先から 同 市梁川町栗野字後 塚原五〇番地先まで	変更前 変更後	六・〇〇 一一・〇〇	六七八・八〇 六七八・八〇

(道路計画課)

福島県告示第四百七十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所平成二十二年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区	間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道梁川 靈山線	伊達市梁川町細谷字花 立二四番地先から 同 市保原町金原田字 菖蒲沢一三〇番一地先 まで	変更前 変更後	五・〇〇 二四・〇〇	一、四七二・五	一、四七二・五

(道路計画課)

福島県告示第四百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十二年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年七月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区	間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道保原 桑折線	伊達市伏黒字観音前一 八番一地先から 同 市伏黒字下大川四 八番一地先まで	変更前 変更後	七・〇〇 八・〇〇	四七七・七	四七七・七

(道路計画課)

福島県告示第四百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十二年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年七月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区	間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
-----	---	---	--------------	-----------------	------------------

路線名	区	間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道棚倉 矢吹線	西白河郡中島村大字滑 津字滑津原二八番八地 先から 同 郡同 村大字滑 津字背戸原西一番一〇 地先まで	変更前 変更後	七・五〇 一四・〇〇	六〇五・二	六〇五・二

(道路計画課)

福島県告示第四百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十二年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年七月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区	間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道泉崎 石川線	西白河郡中島村大字滑 津字平名塚二番七地先 から 同 郡同 村大字滑 津字滑津原三七番地先 まで	変更前 変更後	六・〇〇 一一・五〇	三七四・六	三七四・六

(道路計画課)

福島県告示第四百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十二年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年七月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区	間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
-----	---	---	--------------	-----------------	------------------

県道赤留塔寺線	大沼郡会津美里町八木 沢字上江二番地先から 同 郡同 町八木 沢字町田一〇五八番地 先まで 大沼郡会津美里町赤留 字羽黒原一〇七番二地 先から 同 郡同 町雀林 字天神宮一二七番地 先まで	変更前	A 三・八〇〇 一〇・二〇〇	一、六一一・三〇〇
	大沼郡会津美里町赤留 字羽黒原一〇七番二地 先から 同 郡同 町雀林 字天神宮一二七番地 先まで	変更後	B 九・〇〇〇 一八・〇〇〇	二、二〇〇・〇〇〇

(道路計画課)

福島県告示第四百八十一号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十二年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十二年七月九日

福島県知事 佐藤雄平

路線名 県道高橋田島線	南会津郡南会津町田島 字北下原一五〇番地先 から 同 郡同 町田島 字北下原一五七番地先 まで	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前 八・四〇〇 一五・八〇〇		二七七・六〇〇 二七七・六〇〇
		変更後	一〇・六〇〇 一五・八〇〇	二七七・六〇〇

福島県告示第四百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十二年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十二年七月九日

福島県知事 佐藤雄平

路線名 県道大倉大橋浜野線	南会津郡南会津町宮沢 字千疋二二四番地先から 同 郡同 町宮沢 字居平五番地先まで	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前 四・八〇〇 二〇・〇〇〇		九二七・六〇〇 九二七・六〇〇
		変更後	五・四〇〇 二六・〇〇〇	九二五・〇〇〇

(道路計画課)

福島県告示第四百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で平成二十二年七月九日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十二年七月九日

福島県知事 佐藤雄平

路線名 県道北泉小高線	南相馬市小高区塚原字 沼ノ上一〇一番一地从 から 同 市小高区塚原字 日向九番地先まで 南相馬市小高区塚原字 沼ノ上一〇一番一地从先	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前 A 一一一・二一〇 三三一・五〇〇		三三一・八〇〇 三三一・八〇〇
		変更後	一一一・二一〇 三三一・五〇〇	三三一・八〇〇

から 同 市小高区塚原字 日向九番地先まで 南相馬市小高区塚原字 沼ノ上二〇一番一地从 から 同 市小高区塚原字 日向九番地先まで	B 一四・八〇 四一・〇〇	三六三・〇〇
--	---------------------	--------

(道路計画課)

福島県告示第四百八十四号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成二十二年六月三十日次のとおり指定した。

平成二十二年七月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間
 企業組合おく 大沼郡金山町玉梨 平成二十二年七月一日から平成
 愛ズ 字横井戸二七八六 二七年三月三二日まで 森ノ上四七三番地
 番地の一
 (出納総務課)

公 告

公告第二百七十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年七月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年七月一日
- 二 名称
特定非営利活動法人フォローラムパワーアップいわき
- 三 代表者の氏名
遠藤 浩
- 四 主たる事務所の所在地
福島県いわき市平字三倉六十九番六号松田ビル一階
- 五 定款に記載された目的

この法人は、いわき市民に対して、ボランティアを含め社会貢献活動を行う団体をネットワークする事業を行い、いわき市をパワーアップし、豊かさたくましましさと優しさに満ちたいわきを次代の子供達へ引き継ぐことを目的とする。
(文化振興課)

公告第二百七十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。
平成二十二年七月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称

郡山市田母神土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

理事 松岡 一孝 郡山市田母神字矢内作九番地

(農村計画課)

公告第二百七十二号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二二号)第九条第一項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。
平成二十二年七月九日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 免許の取消しをした年月日 平成二十二年七月一日
- 二 免許の取消しを受けた二級建築士の氏名 佐藤 義一
- 三 登録番号 第五千七百二十一号
- 四 免許の取消しの理由 建築士法第八条の二の規定による届出があったため
(建築指導課)

正 誤

○平成七年三月三十一日付け号外第十八号中

ページ	段	行	正	誤
二	上	一四	割合	場合